

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)	(同)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	四
○道路の供用開始(二件)	(道路課)	五
○海岸保全区域の変更指定	(港湾課)	五
○海岸保全区域の指定	(同)	五
○港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(二件)	(同)	六
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	七
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	八
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	八
宮城県海区漁業調整委員会		
○かじき等流し網漁業の制限		八

告 示

○宮城県告示第百二十九号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 株式会社野口重機
- 2 所在地 宮城県栗原市築館字照越寺沢六十五番地の一
- 3 代表者の氏名 代表取締役 野口 賢一
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県栗原市築館字照越長根二番三、二番四、字萩沢小倉五十九番二、六十番二、六十三番二、七十三番二
- 三 新設又は変更の別
新設
- 四 産業廃棄物処理施設の種類
木くず又はがれき類の破碎施設
- 五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 六 申請年月日
平成二十七年一月二十八日
- 七 縦覧場所等
1 縦覧場所 北部保健福祉事務所(大崎保健所)
2 縦覧期間 平成二十七年二月十三日から平成二十七年三月十三日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 八 意見書の提出期限等
1 提出期限 平成二十七年三月三十日
2 提出場所 北部保健福祉事務所(大崎保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡巨理町荒浜字隈崎一五九の一、字築港通り四一の五から四一の七まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

○宮城県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町名振字二枚畑一（次の図に示す部分に限る。）、字貢尻島一、字八景島一の一から一の四まで、字東二の二、二の三、二の六、二の一、二の一四・二の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、雄勝町船越字清水二の二、一三の二、一六の二、一七の二、一八の一、二〇の一、二七の一（次の図に示す部分に限る。）、字小泊三の一・三一から三三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

雄勝町名振字二枚畑一、字貢尻島一、字八景島一の一から一の四まで、字東二の二、二の三、

二の六、二の一、二の一四、二の一六、雄勝町船越字清水二の二、一七の二、二〇の一、二七の一、字小泊三の一、三一から三三まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡利府町菅谷字孝行松下一三の一・一四の一・一四の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の二四から一四の二七まで、春日字黒森一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一六の二、一六の三

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡利府町赤沼字中倉四一・字浜田九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡利府町神谷沢字菅野沢四一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡利府町神谷沢字菅野沢四一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十七年二月五日

二 商号又は名称等

株式会社相馬鉄工建設 相馬 仁	栗原市若柳字川北南砂押四	般一二十四三十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 塗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十七年一月十四日
熊谷工務店 熊谷 昇	気仙沼市長磯中原百二十五一十四	般一六千九百四十一号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 内装仕上工事業	平成二十七年一月十六日
有限会社蛭川塗装 蛭川 武雄	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字一郷百五十五一五	般一二十四三十九号	全部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十七年一月十四日
中央理化学工業株式会社 石川 由記子	仙台市青葉区小田原四丁目一―三十	般一七千七百七十二号	全部廃業 消防施設工事業	平成二十七年一月六日
株式会社サンホーム 齋藤 照雄	仙台市太白区郡山字穴田東十五―一	特一十二千二百一十四号	一部廃業 特定建設業 土木工事業	平成二十七年一月八日
有限会社エンドウ工業 遠藤 良	登米市南方町青島屋敷百二十四	般一五万五千四百二十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十七年一月八日
板橋板金工業 板橋 康一	柴田郡大河原町字東原町十六―一	般一二十五万八千三百六十四号	全部廃業 一般建設業 板金工事業	平成二十七年一月九日
有限会社Pre	仙台市若林区荒井字中	般一二十六	全部廃業	平成二十七年

山本 勇始	在家二十九 十四号	一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	一月八日
-------	--------------	---	------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市三ノ浜一三番一地从先から同市三ノ浜五九番一地从先まで	平成二十七年二月十六日

○宮城県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字田表一三番五地从先から同郡同町歌津字田表五番一地从先まで	平成二十七年二月十七日

○宮城県告示第百三十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により平成二十年宮城県告示第七百四十号で指定した宮城県三陸沿岸御崎海岸下の浜地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県三陸沿岸御崎海岸下の浜地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点九まで順次結んだ線、基点九と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点四まで順次結んだ線、補助点四と基点十を結んだ線及び基点十と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町字崎浜九十八番一地内の点（北緯三八度五一分四五秒三五〇七七、東経一四一度三九分五九秒五九一八五）

基点一 基準点から一七一度二〇分三九秒三六・七四メートルの地点

基点二 基点一から二〇度四三分四七秒三四・四八メートルの地点

基点三 基点二から三一一度一〇分〇九秒三四・二九メートルの地点

基点四 基点三から二九七度〇四分〇七秒五六・六〇メートルの地点

基点五 基点四から二六九度三三分四三秒八二・〇二メートルの地点

基点六 基点五から一八〇度〇〇分〇〇秒二〇・〇〇メートルの地点

基点七 基点六から八九度三三分三八秒六七・九一メートルの地点

基点八 基点七から一七二度四七分〇九秒一〇・二九メートルの地点

基点九 基点八から一六九度五三分一六秒一九・四三メートルの地点

基点十 基点一から二四〇度〇三分四七秒二〇・〇〇メートルの地点

補助点一 基点九から一六九度五三分一六秒一・六一メートルの地点

補助点二 補助点一から六七度三一分一六秒一一・一七メートルの地点

補助点三 補助点二から一一〇度〇八分一一秒一七・四三メートルの地点

補助点四 補助点三から一四二度二三分一〇秒四二・七〇メートルの地点

○宮城県告示第百三十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月十三日

一 指定する海岸の名称

宮城県三陸南沿岸御崎港海岸崎浜地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点十一まで順次結んだ線及び基点十一と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町字崎浜の一級基準点K-1-1 (北緯三八度五一分四四秒、東経一四一度四〇分一〇秒)

- 基点一 基準点から一四七度〇〇分〇五秒七三・五二メートルの地点
- 基点二 基点一から五四度四二分五一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点二から三二四度四二分四六秒一三九・〇一メートルの地点
- 基点四 基点三から二三四度一五分〇九秒三〇・八九メートルの地点
- 基点五 基点四から一八四度五六分二四秒二〇・七五メートルの地点
- 基点六 基点五から二五三度三三分一〇秒四〇・九六メートルの地点
- 基点七 基点六から一六三度三三分一〇秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点八 基点七から七三度三三分〇九秒三三・〇六メートルの地点
- 基点九 基点八から九〇度二二分三三秒二一・〇六メートルの地点
- 基点十 基点九から四度五六分二九秒三一・七六メートルの地点
- 基点十一 基点十から五四度一五分二一秒一・五五メートルの地点

○宮城県告示第百四十号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、平成二十七年宮城県告示第百三十八号で指定した宮城県三陸南沿岸御崎港海岸下の浜地区海岸のうち、御崎港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年二月十三日

一 海岸の名称

宮城県三陸南沿岸御崎港海岸下の浜地区海岸

二 区域

1 区域の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

基点一から基点九まで順次結んだ線、基点九と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点四まで順次結んだ線、補助点四と基点十を結んだ線及び基点十と基点一を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町字崎浜九十八番一地内の点(北緯三八度五一分四四秒三五〇七七、東経一四一度三九分五九秒五九一八五)

- 基点一 基準点から一七一度二〇分三九秒三六・七四メートルの地点
- 基点二 基点一から二〇度四三分四七秒三四・四八メートルの地点
- 基点三 基点二から三一一度一〇分〇九秒三四・二九メートルの地点
- 基点四 基点三から二九七度〇四分〇七秒五六・六〇メートルの地点
- 基点五 基点四から二六九度三三分四三秒八二・〇二メートルの地点
- 基点六 基点五から一八〇度〇〇分〇〇秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点七 基点六から八九度三四分三八秒六七・九一メートルの地点
- 基点八 基点七から一七二度四七分〇九秒一〇・二九メートルの地点
- 基点九 基点八から一六九度五三分一六秒一九・四三メートルの地点
- 基点十 基点一から二四〇度〇三分四七秒二〇・〇〇メートルの地点
- 補助点一 基点九から一六九度五三分一六秒一・六一メートルの地点
- 補助点二 補助点一から六七度三一分一六秒一一・一七メートルの地点
- 補助点三 補助点二から一一〇度〇八分一一秒一七・四三メートルの地点
- 補助点四 補助点三から一四二度二三分一〇秒四二・七〇メートルの地点

○宮城県告示第百四十一号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、平成二十七年宮城県告示第百三十九号で指定した宮城県三陸南沿岸御崎港海岸下の浜地区海岸のうち、御崎港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年二月十三日

一 海岸の名称

宮城県三陸南沿岸御崎港海岸崎浜地区海岸

二 区域

1 区域の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

基点一から基点十一まで順次結んだ線及び基点十一と基点一を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除いた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町字崎浜の一級基準点K-1-1（北緯三八度五一分四四秒、東経一四一度四〇分一〇秒）

- 基点一 基準点から一四七度〇〇分〇五秒七三・五二メートルの地点
- 基点二 基点一から五四度四二分五一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点二から三二四度四二分四六秒一三九・〇一メートルの地点
- 基点四 基点三から二三四度一五分〇九秒三〇・八九メートルの地点
- 基点五 基点四から一八四度五六分二四秒二〇・七五メートルの地点
- 基点六 基点五から二五三度三三分一〇秒四〇・九六メートルの地点
- 基点七 基点六から一六三度三三分二秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点八 基点七から七三度三三分〇九秒三二・〇六メートルの地点
- 基点九 基点八から九〇度二二分三三秒二一・〇六メートルの地点
- 基点十 基点九から四度五六分二九秒三一・七六メートルの地点
- 基点十一 基点十から五四度一五分二一秒一・五五メートルの地点

○宮城県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画道路
 - 2 名称 三・五・百八十七号名取駅開上線
三・五・百九十二号仙台開上線
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
 - 1 追加しようとする土地の区域
名取市開上三丁目、開上六丁目、開上七丁目、開上字鍋沼、同新鶴塚、同新狐島、同鶴塚、同

清海、同昭和、同狐島、同新狐島、同庚申塚、同五十刈、同東場、同平田橋及び小塚原字西中塚の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

名取市開上六丁目、開上七丁目、開上字鶴塚、同新鶴塚、同清海、同昭和、同新狐島、同五十刈、同東場、小塚原字西中塚、同東中塚、同辻野及び同汐押の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、名取市役所（建設部都市計画課及び震災復興部復興区画整理課

四 縦覧期間

平成二十七年二月十三日から平成二十七年二月二十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十七年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局加美色麻店	加美郡色麻町四竈字瀧百七十一	平成二十六年十一月一日
さくら薬局登米佐沼店	登米市迫町佐沼江合二一十二	平成二十六年十二月一日
中川薬局登米店	登米市登米町寺池核小路九十九一十	平成二十七年一月一日
くるみ薬局	大崎市古川穂波四一二百七十三一四	平成二十七年一月一日

二 指定訪問看護事業所等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

登米市訪問看護ステーション
登米市豊里町土手下六十七ー一
平成二十六年十一月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十七年二月十三日

一 薬局
宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更後	ベガサス薬局大河原店	柴田郡大河原町金ヶ瀬字薬師八十四
変更前	つくし薬局大橋店	柴田郡大河原町字広表三十四ー九
変更後	おおはし薬局	石巻市大橋三ー二ー十五

二 訪問看護事業者等

変更前	名称	所在地
変更後	公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションしおかぜ	塩竈市字庚塚一ー三
変更前	つくし訪問看護ステーション	多賀城市笠神一ー八ー二十八
変更後	公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションつくし	

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年二月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
遠田郡涌谷町涌谷字中江南二十番一、二十番二、六十六番、六十八番一、六十八番三、二十番一地先道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県知事 村 井 嘉 浩
涌谷町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十七年二月十三日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 電子計算組織（迫桜高校）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年一月二十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士ゼロックス宮城株式会社 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目一番二十三号
- 五 落札金額 一千九百七万一千七百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十六年十二月十二日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。）の操業について、次のとおり制限する。
平成二十七年二月十三日

宮城海区漁業調整委員会

一 制限期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

会長 畠 山 喜 勝

二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十七年かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認められた場合には承認の対象としないことがある。

1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者

2 その他委員会が認めた者

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎突端

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

4 漁具の制限

(一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならぬ。

(二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

5 漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ）、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

(三) (一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農

林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十七年かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書（様式第一号）をその住所を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十七年三月六日までとする。ただし、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に起因する事由によりやむを得ない場合は、この限りではない。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覽表（様式第二号）
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書
 - (三) 印鑑証明書
 - (四) 漁船原簿謄本
 - (五) 年間事業計画書（様式第四号）
 - (六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
 - (七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書
 - (八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本
 - (九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

（承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町一丁目九一 電話 〇二二一三六六一二二三	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四一三十二 電話 〇二二五一九五一四七三	石巻港
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七一六 電話 〇二二六二二二一六八五	気仙沼港

（承認証の書換え交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（漁獲成績報告書の様式）

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

(別記)

指示様式第1号

宮かじき第 号

- 1 文字及び数字(承認番号)の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。
- 2 文字、数字(承認番号)及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第2号

船 名	
根 拠 地 名	

- 1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

要領様式第1号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

㊦

㊦

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操業区域 宮城県地先海面
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名 丸
 - (2) 漁船登録番号 トン
 - (3) 総 トン 数
 - (4) 機関の種類及び馬力数 P S又はキロワット
- 4 承認証交付希望港

(A4縦)

要領様式第3号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

年 月 日
宮城県 魚市場 ㊦

記

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号 トン
- 3 総 ト ン 数 P S又はキロワット
- 4 機関の種類及び馬力数
- 5 所有者の住所及び氏名
- 6 陸揚実績表

下記のとおり当市場に陸揚げしたことを証明する。

項 目	魚 種 別 漁 獲 高				合 計
	まぐろ	かじき	かつお	その他	
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円
月 日	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円	kg 円

(A4縦)

要領様式第4号

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類 区分	漁業	漁業	漁業	合 計
漁獲物の種類				
漁獲物の期間				
操業日数				
航海日数				
漁獲予想数量				
漁獲予想金額				
乗組員数				
所 要 経 費	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
合 計				

(A4縦)

要領様式第5号

(表)

宮かじき第 号	住所 氏名	かじき等流し網漁業操業承認証
1 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
2 操業区域	宮城県地先海面	
3 使用船舶	丸	
(1) 船名	丸	
(2) 漁船登録番号		
(3) 総トン数	トン	
(4) 機関の種類及び馬力数	ジーゼル	PS又はキロワット
4 条件及び制限 (裏面記載のとおり)		

宮城海区漁業調整委員会 会長

印

(A4縦)

要領様式第5号

(裏)

条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。
ア 岩手県大船渡市首崎突端
イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点
ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点
エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点
オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限
(1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12メートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。
(2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識
(1) 両端部の浮標
星間にあつては別記様式第2号による標識及びレーザー反射板（金属性のものに限る。以下じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーザー反射板
(2) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標
星間にあつては別記様式第2号による標識、夜間にあつては白色の灯火
(3) (1)及び(2)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならぬ。
- 6 塗装しない船舶の使用禁止
かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならぬ。
- 7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）を遵守しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務
操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 9 承認の取消し
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

要領様式第6号

承認証交付申請書

年 月 日

地方振興事務所長 殿
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住 所

氏 名

㊦

年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けましたが、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港
- 7 その他 (連絡先等)

(A4縦)

要領様式第7号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 記載事項

変 更 前	変 更 後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

要領様式第 8 号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

⑩

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

(A 4 縦)

